

保護具着用管理責任者教育

新たに“化学物質の製造・取扱い時にも適用！”

～ 令和6年4月から義務化!! ～

労働安全衛生規則等の一部を改正する省令（令和5年4月1日から順次施行）により化学物質のリスクアセスメントを行い、その結果に基づく措置として労働者に保護具を使用させるときは、「保護具着用管理責任者」の選任が必要となりました。本教育は、この「保護具着用管理責任者」を養成する教育です。

記

1. 開催日時 令和6年9月27日（金）9：30～17：00

2. 場 所 関西労働衛生ビル 6階 講習室

大阪市中央区常盤町2丁目1-12

※ 別紙地図参照 **※受講者用駐車場・駐輪場はございません！**

3. 申込先 ◎ 協会窓口への直接申込:受講申込書に受講料を添えて当協会までご持参下さい

公益財団法人 大阪基準連合会 北大阪労働基準協会支部
枚方市東田宮 1-6-4 TEL 072-846-2173 FAX 072-846-5414

◎ 銀行振込:受講申込書はFAXして頂き、受講料は下記の口座へお振込み願います。
振込手数料はご負担願います。

銀行口座	りそな銀行	枚方支店
普通	6114466	
公益社団法人大阪労働基準連合会 北大阪労働基準協会支部		

※お振込み名義は、会社名のほか、支社・支店・営業所名までご記入願います。

◎申込書及び入金を確認の後、『受講票』を送付します。

※手続きは、講習日の1ヶ月前までにお手続き願います。

【上記のお手続き期間を経過しても、受講料未入金の場合はキャンセルとさせていただきます】



4. 受講料

保護具着用管理責任者教育	
会 員	14,000円 (テキスト代・税込み)
非 会 員	15,000円 (テキスト代・税込み)

※申込手続き終了後は、**受講料金は返金いたしません**のでご了承下さい。

5. 締 切 日 講習日の**1ヶ月前又は40名** (定員になり次第締切ります。)

保護具着用管理責任者教育カリキュラム

課 目	範 囲	時 間
1 保護具着用管理	① 保護具着用管理責任者の役割と職務 ② 保護具に関する教育の方法	9:30~10:00 【0.5H】
2 関係法令	安衛法、安衛令及び安衛則中の関係条項	10:00~10:30 【0.5H】
3 労働災害の防止に関する知識	保護具使用に当たって留意すべき労働災害の事例及び防止方法	10:30~11:40 【1H】 ※休憩 10分含む
昼 休 憩		
4 保護具に関する知識	① 保護具の適正な選択に関すること。 ② 労働者の保護具の適正な使用に関すること。 保護具の保守管理に関すること。	12:30~15:50 【3H】 ※休憩 20分含む
5 保護具の使用手法等	① 保護具の適正な選択に関すること。 ② 労働者の保護具の適正な使用に関すること。 ③ 保護具の保守管理に関すること。	A 班 15:50~17:00 【1H】 ※休憩 10分含む B 班 17:15~18:15 【1H】
	修 了 証 交 付	17:00 又は 18:15

※5の保護具の使用手法等の時間に関しまして、実技受講人数の制約(30名以内)と

定められているため2分割の対応致しております。

申し込みの受付順番で先着30名が（A班）以降の方は（B班）となります。

受付の順で（B班）になられた方は16:00~17:00の間は休憩（自由行動）17:15より再開となります。

教育会場： 関西労働衛生ビル 6階 講習室
(〒540-0028 大阪府中央区常盤町2-1-12)



大阪メトロ地下鉄

- ・ 谷町線・中央線 谷町四丁目駅下車（6号出口）4分
- ・ 堺筋線・中央線 堺筋本町駅下車（1号出口）8分

※受講者用駐車場・駐輪場はございません！公共交通機関でお越し下さい。

受講希望日

令和6年9月27日

保護具着用管理責任者教育

受講申込書・修了者台帳

		※受付番号	
※修了証番号		※修了証 交付年月日	
ふりがな			
氏名			
生年月日	昭和・平成	年	月 日生
現住所	〒	—	TEL ()
勤務先	会社名	TEL ()	FAX () Email :
	所在地	〒 —	
	連絡先	担当者名	部課名 TEL () FAX ()
事業場の種類 (該当するものを ○で囲んで下さい)	建設業	製造業	電気業 ガス業 その他産業
備考			

令和 年 月 日

公益社団法人 大阪労働基準連合会
北大阪労働基準協会支部長 殿《個人情報について》
個人情報につきましては、当会が安全に管理し、本講習の実施目的以外には使用致しません。